

# サービス等利用計画の作成対象となるサービス

下記サービスを利用申請する場合には必要になります。

総合支援法	介護給付	訓練等給付
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護（ホームヘルプ）</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 同行援護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 重度障害者等包括支援</li> <li>・ 短期入所（ショートステイ）</li> <li>・ 療養介護</li> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 施設入所支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）</li> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労継続支援A型・B型</li> <li>・ 就労定着支援</li> <li>・ 共同生活援助（グループホーム）</li> <li>・ 自立生活支援</li> </ul>
		地域相談支援
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域移行支援</li> <li>・ 地域定着支援</li> </ul>
児童福祉法	障害児通所支援	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援</li> <li>・ 医療型児童発達支援</li> <li>・ 居宅訪問型児童発達支援</li> <li>・ 放課後等デイサービス</li> <li>・ 保育所等訪問支援</li> </ul>	

\* 地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・訪問入浴・地域活動支援センター・成年後見制度利用支援・日常生活用具給付等）のみの利用の場合は「サービス等利用計画」は必要ありません。

\* 介護保険サービス利用者については、障害福祉サービス固有のものと認められるサービス（行動援護、同行援護、自立訓練〔生活訓練〕、就労移行支援、就労継続支援、重度訪問介護等）の利用を希望する場合のみ、「サービス等利用計画」の作成が必要です（ただし介護保険のケアマネジャーが一体的に計画を作成していただける場合は「サービス等利用計画」は必要ありません）。

\* 障害児が児童福祉法サービスと総合支援法サービスの両方を利用する場合、障害児相談支援事業所における「サービス等利用計画」が必要です。